

令和8年度郡山市指定障害福祉サービス事業者等指導方針

I 基本方針

1 指定障害福祉サービス事業者等（以下「事業者等」という。）に対する指導については、厚生労働省及びこども家庭庁から示されている「指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について」（平成26年1月23日障発0123第2号他）、「郡山市指定障害福祉サービス事業者等指導要綱（平成24年6月1日施行、令和6年4月1日改正）等」に基づき実施する。

2 事業者等には、障がい者（児）が地域で自分らしく生活するために、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」をはじめ、関係法令等を遵守し適切なサービスの提供を行うことや、自立支援給付費等の各種加算減算の要件や人員基準等を満たした上で、自立支援給付等に係る費用の額を適正に算定し、請求することが求められている。

また、近年、感染症対策に加え、自然災害への対策など、利用者の安全確保についても一層の徹底が求められていることに伴い、業務継続計画（BCP）や障がい者（児）虐待防止、ハラスメント防止対策の整備等が重要視されている。

このような状況を踏まえ、令和7年度の運営指導において指摘が多かった事項や障害福祉サービス費の報酬改定等の周知徹底を目的とし、今年度においては、制度管理の適正化、利用者保護及びサービスの質の確保の観点から、集団指導及び運営指導を実施することで、事業者等の運営の適正化を図ることとする。

II 重点着眼事項

1 集団指導

（1）個別支援計画作成を含む「障害福祉サービス利用手続の一連のプロセス」の必要性等を周知し、指導、監査を行った際の指摘事項の原因分析等により、不適正事案発生未然防止及び事業所運営のより一層の適正化を図る。

2 運営指導

（1）人員基準、勤務体制の確保等

職員配置基準に定める職員の資格及び員数を満たしているか、事業者間の兼務関係等が明確にされているかを確認する。

また、職場のハラスメント対策（職員及び利用者・家族等によるもの）について、方針の明確化、相談体制の整備等が図られているか確認する。

(2) 運営規程及び重要事項説明書の適正化

運営規程及び重要事項説明書に条例上記載を要する事項について、適正かつ漏れなく記載されているかを確認する。

また、運営規程と重要事項説明書の内容に齟齬がないことを確認する。

(3) サービス提供の記録及び適正な手続の実施

事業者等が提供したサービスの記録状況とともに、利用者の確認が正しく得られているか確認を行う。また、サービス提供する上で各関係機関への届出などの手続が適正に行われているか併せて確認する。

(4) 個別支援計画作成を含む「障害福祉サービス利用手続の一連のプロセス」

サービスの質の確保及び利用者保護の観点に立ち、個別支援計画等が利用者の個々の状況に応じて作成されるとともに、見直しが図られる等、一連のプロセスが適正に行われているかを確認する。

(5) 業務継続の取組

感染症や災害が発生した場合に備え、必要な障害福祉サービスの継続的な提供及び早期の業務再開を図るための体制（計画の策定・見直し、研修・訓練の実施）が構築されているかを確認する。

(6) 非常災害対策

非常災害には火災だけでなく、地震、水害、土砂災害等の自然災害が含まれることから、災害の態様ごとに具体的な計画を作成するとともに、関係機関への通報・連絡体制の確保、消防計画に定めた訓練を地域住民の参加が得られるよう連携を図り実施しているか等を確認する。

(7) 障がい児の安全確保

障がい児の安全の確保を図るため、安全計画を策定し、計画に従い必要な措置を講じているかを確認する。

また、自動車を運行する際に、児童の所在確認を実施しているか等を確認する。

(8) 感染症対策

感染症等の予防並びに発生及びまん延防止の取組や条例上必要とされる措置（措置の整備、対策検討委員会の開催、従業者への周知、研修の実施）、また、新興感染症の発生時における医療機関との連携強化等必要とされる措置が講じられているかを確認する。

(9) 虐待防止及び権利擁護

虐待防止に係る措置実施や身体拘束の廃止など、利用者の虐待防止及び権利擁護のために、条例上必要とされる措置（指針の整備、担当者の配置、対策検討委員会の開催、従業者への周知、研修の実施）が講じられているかを確認する。

(10) 事故報告・虐待報告の徹底

「障害福祉サービス事業所等における事故発生時の報告事務取扱要領」に基づき、事業所等は、事故が発生した場合は、適時に報告がなされているかを確認する。

(11) 自立支援給付等に係る費用の額の算定の適正化

自立支援給付等に係る費用の額を適正に算定・請求されているかを確認し、その適正化を図る。特に、令和6年4月の障害福祉サービス費等の報酬改定に伴う給付費等が適正に算定・請求されているかを重点的に確認する。

特に、各種加算等に係る要件を満たしているかを確認するとともに、過去の指導において、過誤調整等になった事例等については、同様の誤りがないかを確認する。

3 運営指導における措置

改善対応が必要とされる事項が認められた場合は、口頭又は文書により改善を求め、文書により改善を求めた事項に係る改善結果は書面での報告を求める。

また、報酬請求について過誤があると認められた場合にあっては、自主点検の上、自主的な返還を行うよう指導する。

なお、運営指導中や運営指導後に著しい運営基準違反や報酬請求の誤りがあると判断された場合及び虐待等により利用者等の生命若しくは身体の安全に危害を及ぼしている又はその疑いがあると認められる場合において、事実関係を明確にし、公正かつ適切な措置をとるため、監査を行う場合がある。